

特記仕様書

1. 適用範囲

本特記仕様書は、「西部医療センター新棟（仮称）新築設計業務委託に伴う地盤調査業務」に適用する。

本業務に適用する共通仕様書は、地盤調査委託仕様書（令和 6 年 3 月、名古屋市住宅都市局）とする。

2. 業務目的

本業務は、西部医療センター新棟（仮称）新築設計業務委託における新棟建設予定地の地盤情報を把握するとともに、耐震検討に必要な地盤の動的特性を把握することを目的とする。

3. 業務概要

- ・ボーリング調査： n=3 箇所（計 91m）
- ・サンプリング： n=3 本
- ・P S 検層： L=31m（n=1 箇所）
- ・常時微動測定： 1 地点（地表 2 点、地中 1 点）
- ・室内土質試験： 一式

調査位置や詳細な地盤調査数量は付図 1、2 および付表 1 による。

4. 履行期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

5. 業務内容

5.1 計画準備

業務の実施にあたり、業務全体の実施方針や業務工程等を立案し、業務計画書としてとりまとめ速やかに提出する。特に地質調査に関しては、現地作業の実施手順や安全管理体制及び関係機関との調整事項を提示する。

5.2 地盤調査

(1) 機械ボーリング

機械ボーリングは地層構成の把握、支持層および耐震設計上の基盤面の確認、並びに各種原位置試験や試料採取を目的として実施する。

調査地点については、現地状況を勘察し、監督員と協議の上決定する。

ボーリングの掘進長については、工学的基盤面（N 値 ≥ 50 または $V_s \geq 300\text{m/s}$ ）を層厚で 5m 程度確認することを原則とするが、地盤状況を踏まえて監督員との協議の上決定する。

(2) 標準貫入試験

標準貫入試験は、土質の判別や締まり具合（N 値）の評価及び室内土質試験試料の採取を目的として、サンプリング区間を除き原則として深度 1 m ごとに実施する。

(3) サンプルング

土のサンプルングは、洪積台地上の粘性土の力学特性を把握するために実施する。サンプルング方法は、シンウォールサンプルング、トリプルサンプルングを予定しているが、土質の種類や締まり具合及び試料の品質に留意して採取方法を決定すること。

(4) 孔内水平載荷試験

孔内水平載荷試験は、地盤の変形特性を把握するために実施する。測定深度は、監督員との協議の上決定する。

(5) 現場透水試験

現場透水試験は、地盤の透水性を把握するために実施する。対象層は、砂質土層を予定しているが詳細は監督員との協議の上決定する。

(6) P S 検層

P S 検層は、地震波作成において必要な工学的基盤面の設定や地震応答解析等に必要せん断弾性係数(G_0)の算出等を目的として実施する。測定方法は、孔内起振であるサスペンション方式を予定している。

(7) 常時微動測定

常時微動測定は、地盤の微小な振動を捉え、地下構造の卓越振動数や地盤の増幅特性を把握する目的で実施する。測定は、工学的基盤および地表面で実施する。地中の計測では1秒計（短周期）、地表では1秒計（短周期）および5秒計 or 10秒計（長周期）を用いる。

(8) 室内土質試験

室内土質試験は、粘性土の基本的及び力学的な性質を把握する目的で、物理試験（土粒子の密度、含水比、粒度、液塑性限界）および力学試験（一軸圧縮試験、三軸圧縮試験(CD)、繰返し三軸試験、標準圧密試験）を実施する。

5.3 考察・検討項目

(1) 地形、地質と地層構成

(2) 各試験結果の考察

(3) 支持層の選定

(4) 基礎工の考察並びに支持力の検討

(5) 地下水位の考察

(6) 液状化有無の検討

(7) 既存調査を考慮した支持層の推定コンターの検討

(8) PS 検層・常時微動測定結果の考察

- ・ 工学的基盤の設定
- ・ 地盤の卓越周期と地盤種別の検討
- ・ 深部地盤構造モデルの設定と卓越周期の検討

5.4 その他質疑

本業務において疑義が生じた場合には、発注者と協議するものとする。

6. 打合せ

業務を円滑かつ適切に遂行するため、以下のように5回の打合せを予定している。なお、第1回及び成果品納入時は、管理技術者が立ち会うものとする。

- ・第1回 業務計画書提出時（管理技術者立会）
- ・第2回 地盤調査実施前
- ・第3回 室内土質試験実施前
- ・第4回 報告書原稿作成時
- ・第5回 成果品納入時（管理技術者立会）

7. 成果品の提出

報告書は、業務内容や解析設計結果等の各種用件をとりまとめて作成する。また、基準やマニュアル等を参照する場合には、当該箇所の写しと記載ページを報告書へ記載し、出典根拠を明確化すること。

なお、委託期間内であっても、成果品の一部について早期提出を求めることがある。成果品の引き渡し後であっても、当該設計に質問が生じたときには、受注者は原則として無償で質問に回答すること。

- ・電子媒体(CDR) 2部(報告書の巻末に添付)
- ・報告書(紙媒体) 2部
- ・土質標本 1組

8. その他

(1) 調査位置及び調査日程等については、事前に計画を説明し、施主の承諾を得て調査に着手すること。

(2) 調査完了後、数量に変更が生じた場合は、原則として見積契約単価により精算する。

(3) 調査の進捗は、仮柱状図等により、適宜報告すること。

(4) ベンチマークは公共水準点とし、標高はTP表示を原則とする。ベンチマークの設定にあたっては、事前に報告すること。仮BMの標高も測定すること。

(5) 工事用水は下記による。

- ・支給する 支給しない

(6) 立会い検査

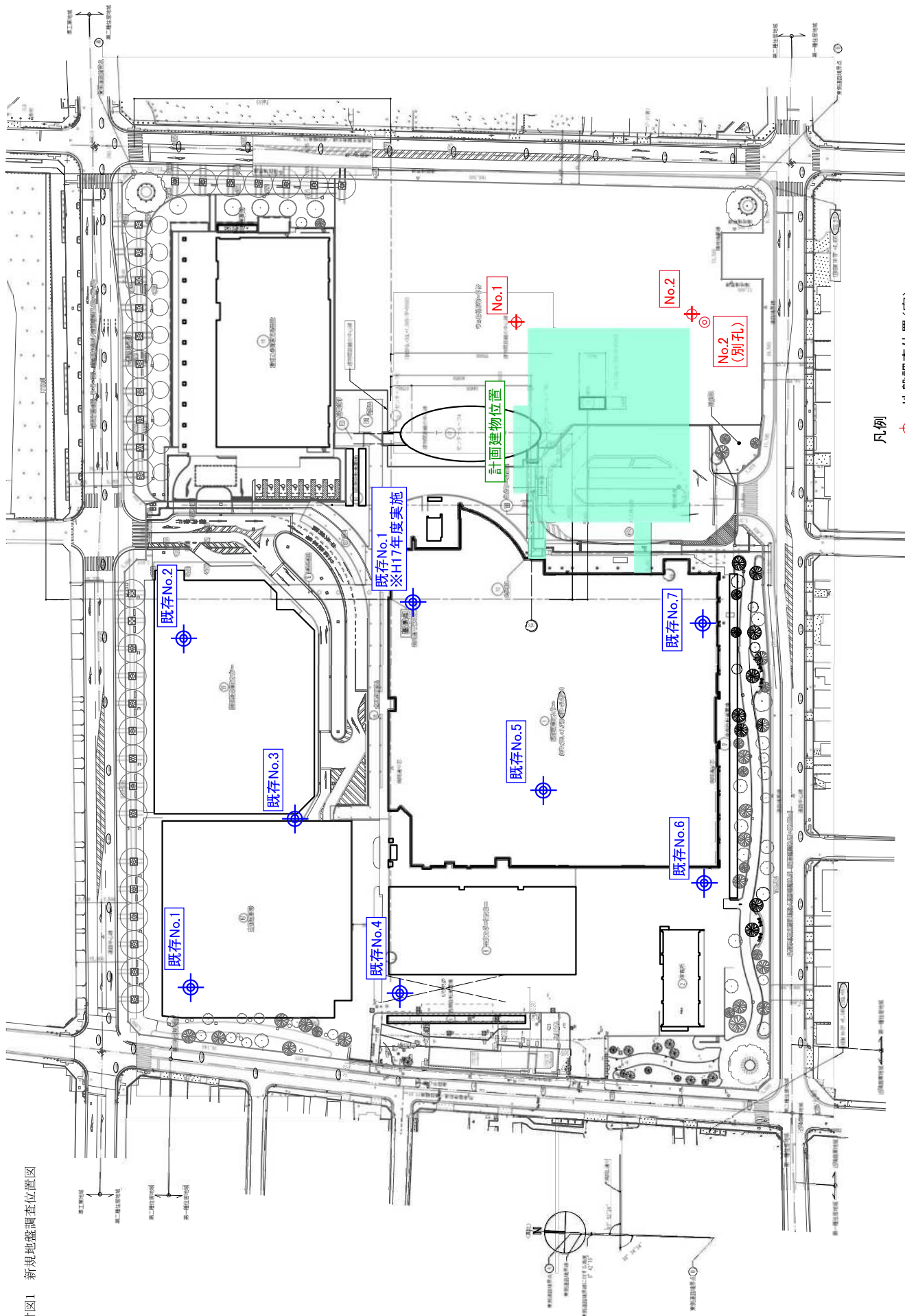
- ある なし

(7) 係員連絡先：

担当者 名古屋市立大学医学部附属 西部医療センター
病院管理部 主幹 寺本秀樹

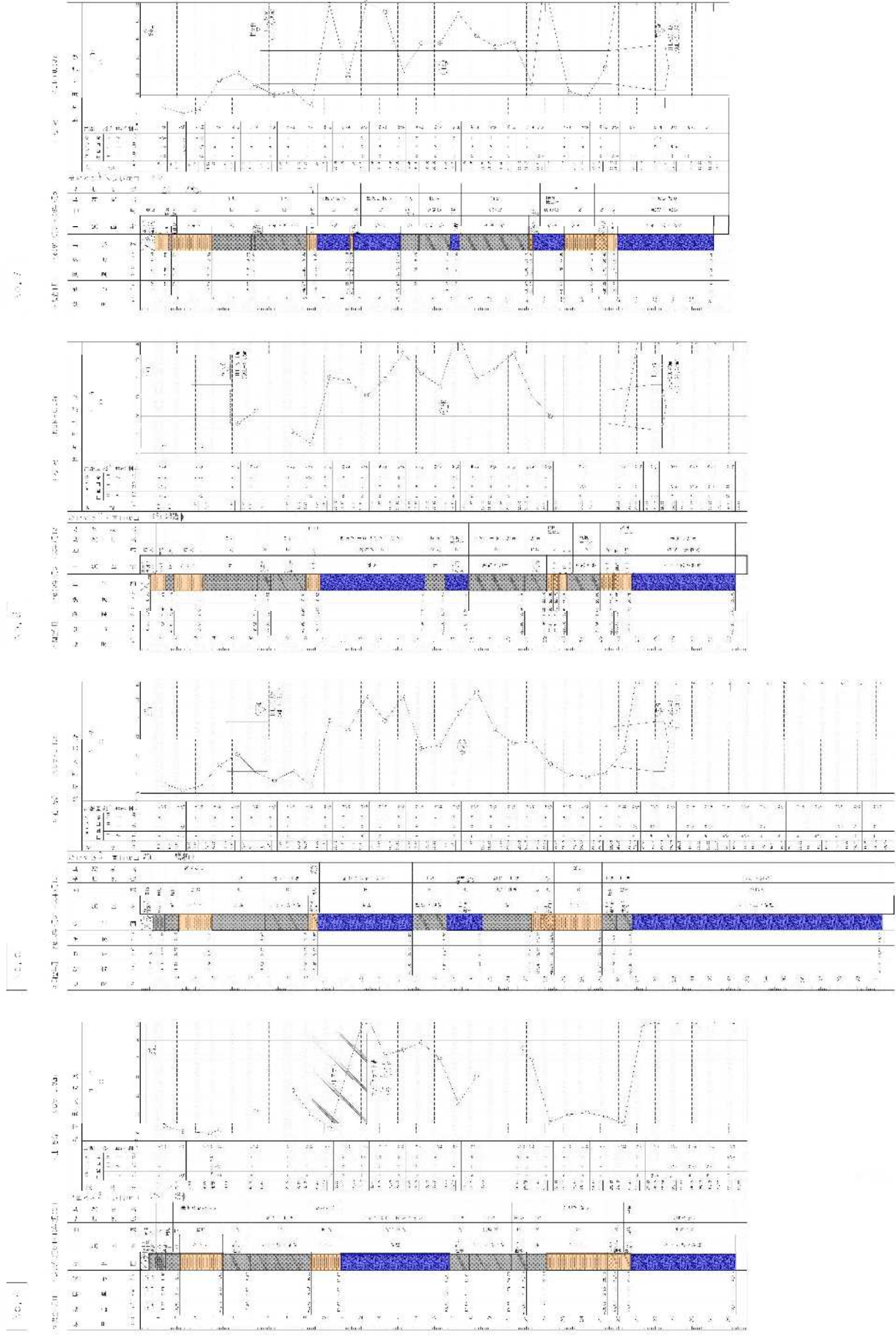
連絡先 TEL:052-991-8121

付图1 新規地盤調査位置図



附图2 既存柱状图

西千回廊



西千回廊

付表1 地質調査数量表

地質調査数量表

| 調査地点名 | | No. 1 | No. 2 | No. 2(別孔) | 合計 | | |
|---------------|-------------|-----------|---------|-----------|------|------|------|
| 現地調査 | 足場仮設 | 平坦足場 | 1 | 1 | | 2 | |
| | | 傾斜地足場 | | | | | |
| | モノレール(m) | | | | | | |
| | φ 116mm | 粘性土・シルト | | | 5.0 | 5.0 | |
| | | | 砂・砂質土 | | | 11.0 | 11.0 |
| | | | 礫混り土砂 | | | 8.0 | 8.0 |
| | | | 固結 | | | | |
| | | | 軟岩 | | | | |
| | | φ 86mm | 粘性土・シルト | | 7.0 | | 7.0 |
| | | | 砂・砂質土 | | 11.0 | | 11.0 |
| | | | 礫混り土砂 | | 18.0 | | 18.0 |
| | | | 固結 | | | | |
| | | | 軟岩 | | | | |
| | φ 66mm | 粘性土・シルト | 7.0 | | | 7.0 | |
| | | 砂・砂質土 | 11.0 | | | 11.0 | |
| | | 礫混り土砂 | 13.0 | | | 13.0 | |
| | | 固結 | | | | | |
| | | 軟岩 | | | | | |
| | 合計 | | 31.0 | 36.0 | 24.0 | 91.0 | |
| | 標準貫入試験(回) | 粘性土・シルト | 7 | 7 | | 14 | |
| | | 砂・砂質土 | 11 | 11 | | 22 | |
| | | 礫混り土砂 | 13 | 13 | | 26 | |
| | | 固結 | | | | | |
| | | 軟岩 | | | | | |
| | 合計 | | 31 | 31 | 0 | 62.0 | |
| | サンプリング(本) | シンウォール | | | 1 | 1 | |
| トリプル | | | | 3 | 3 | | |
| 攪乱試料 | | | | | | | |
| 孔内水平載荷試験 | | | | 1 | 1 | | |
| 現場透水試験 | | | | 2 | 2 | | |
| PS検層(サスペンション) | | | 31 | | 31 | | |
| 密度・孔径検層 | | | 31 | | 31 | | |
| 常時微動 | | | 3 | | 3 | | |
| 室内土質試験 | 物理試験 | 土粒子の密度 | 10 | 10 | 4 | 24 | |
| | | 含水比 | 10 | 10 | 4 | 24 | |
| | | 粒度 | フルイ | 7 | 7 | 3 | 17 |
| | | | フルイ+沈降 | 3 | 3 | 1 | 7 |
| | | 液性・塑性限界 | 3 | 3 | 1 | 7 | |
| | | 湿潤密度 | | | 4 | 4 | |
| | | 最小密度・最大密度 | | | | | |
| | | 圧密試験 | | | 2 | 2 | |
| | | 一軸圧縮試験 | | | 2 | 2 | |
| | | 力学試験 | 三軸圧縮 | UU条件 | | | |
| | CU条件 | | | | | | |
| | CUB条件(φ100) | | | | | | |
| | CD条件 | | | | | 2 | 2 |
| | 繰返し三軸 | 砂質土 | | | 2 | 2 | |
| 粘性土・シルト | | | | 2 | 2 | | |
| 日数 | | 6 | 7 | 3 | 16 | | |

1章 一般共通事項

1節 一般事項

1. 1. 1 適用範囲

- (1) 地盤調査委託仕様書（以下「仕様書」という。）は、名古屋市住宅都市局が施行する営繕工事に係る地盤調査委託に適用する。
- (2) 仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、受注者の責任において履行するものとする。

1. 1. 2 用語の定義

仕様書において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「業務」とは、地盤調査に関する業務をいう。
- (2) 「監督員」とは、名古屋市住宅都市局業務委託契約約款（測量・調査等）（以下「契約約款」という。）に規定する監督員をいう。
- (3) 「設計図書」とは、仕様書、業務委託概要書及び図面をいう。
- (4) 「検査員」とは、契約約款に規定する検査員をいう。
- (5) 「受注者等」とは、当該業務請負契約の受注者又は契約約款の規定により定められた主任技術者をいう。
 - ア 業務代理人は、業務の運営及び取締りを行うほか、この業務の施行に関し、必要な事項を処理する者で、契約約款の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
 - イ 主任技術者は、業務の施行に関し、技術上の管理をつかさどる者で、契約約款の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
 - ウ 業務代理人及び主任技術者は、これを兼ねることができる。
- (6) 「監督員の承諾」とは、受注者等が監督員に対し、書面で申し出た事項について監督員が書面によって了解することをいう。
- (7) 「監督員の指示」とは、監督員が受注者等に対し、業務の実施上必要な事項を書面によって示し、実施させることをいう。
- (8) 「監督員と協議」とは、協議事項について、監督員と受注者等が結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。
- (9) 「監督員の検査」とは、作業の各段階で受注者等が確認した作業状況等について、受注者等より提出された資料に基づき、監督員が設計

図書との適否を判断することをいう。

- (10) 「監督員の立会い」とは、業務の実施上必要な指示、承諾、協議、検査及び調整を行うため、監督員がその場に臨み、内容を確認することをいう。
- (11) 「監督員に報告」とは、受注者等が監督員に対し、業務の状況又は結果について書面をもって知らせることをいう。
- (12) 「監督員に提出」とは、受注者等が監督員に対し、業務にかかわる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (13) 「業務関係図書」とは、業務日程表、業務計画書、写真その他作業並びに試験等の報告及び記録に関する図書をいう。
- (14) 「J I S」とは、産業標準化法(昭和24年法律第185号)に基づく日本産業規格をいう。
- (15) 「検査」とは、契約約款に規定する業務の完了の確認をするために検査員が行う検査をいう。

1. 1. 3 届出手続等

受注者は、契約約款の規定に基づき、業務着手届、業務代理人届及び主任技術者届を1部提出する。ただし、設計委託と包含の場合、業務着手届、業務代理人届は省略する。

また、受注者が、業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ監督員に下請負届を提出し承諾を受ける。なお、名古屋市の測量、建築設計・監理等の競争入札参加資格を有し、指名停止期間中の事業者には再委託してはならない。

(1)官公署その他への届出手続等

ア 業務の着手、作業、完了に当たり、関係官公署その他の関係機関へ必要な届出手続等を遅滞なく行う。

イ アに規定する届出手続等を行うに当たっては、届出内容について、あらかじめ監督員に報告する。

1. 1. 4 業務実績情報の登録

業務実績情報を登録することが設計図書に記載された場合は、登録内容についてあらかじめ監督員の確認を受けたのちに、次に示す期間内に登録の手続きを行うとともに、登録されたことを証明する資料を、監督員に提出する。ただし、期間には、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める国民の祝日は含まない。

(1) 業務受注時 契約締結後10日以内

(2) 登録内容の変更時 変更契約締結後10日以内

(3) 業務完了時 業務完了後10日以内

なお、変更時と業務完了時の間が10日に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

1. 1. 5 書類の書式等

書面を提出する場合の書式は、別に定めがある場合を除き監督員の指示による。

1. 1. 6 設計図書等の取扱い

(1) 設計図書において適用される必要な図書を整備する。

(2) 設計図書及び業務関係図書、業務の実施過程で得た情報を、業務のために使用する以外の目的で 第三者に使用させない。また、その内容を漏えいしない。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。

1. 1. 7 疑義に対する協議等

(1) 設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合、現場の状況により設計図書によることが困難又は不都合が生じた場合は、監督員と協議する。

(2) (1)の協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約約款の規定による。

(3) (1)の協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更に至らない事項は、1.2.3(1)による。

1. 1. 8 業務の一時中止に係る事項

受注者は、契約約款第19条第1項に記載された理由により、業務を行うことができないと認められるときは、直ちにその状況を監督員に報告し、業務の全部又は一部の中止について、監督員の指示を受ける。

1. 1. 9 履行期間の変更に係る資料の提出

(1) 契約約款の規定に基づく履行期間の短縮を発注者より求められた場合は、協議の対象となる事項について、可能な短縮日数の算出根拠、変更日程表その他の協議に必要な資料を、監督員に提出する。

(2) 契約約款の規定に基づく履行期間の変更についての協議を発注者と行うに当たっては、協議の対象となる事項について、必要とする変更

日数の算出根拠、変更日程表その他の協議に必要な資料を、あらかじめ監督員に提出する。

1. 1. 10 文化財その他の埋蔵物

業務の実施に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、直ちにその状況を監督員に報告する。その後の措置については、監督員の指示に従う。また、当該埋蔵物の発見者としての権利は、法律の定めるところにより、発注者が保有する。

1. 1. 11 妨害又は不当要求に対する届出義務

- (1) 受注者は、業務の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、監督員に報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
- (2) 受注者が(1)に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

1. 1. 12 障害を理由とする差別の解消の推進

- (1) 受注者は、業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）、愛知県障害者差別解消推進条例（平成27年愛知県条例第56号）及び名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害差別解消推進条例（平成30年名古屋市条例第61号）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領（平成28年1月策定。以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。

上記で規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領にて示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。
- (2) 前項に定めるもののほか、受注者は、業務を履行するに当たり、業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。
- (3) 受注者は、本件業務を第三者に委託する場合は、障害者差別解消に

係る対応に関し、この契約において受注者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

2節 業務関係図書

1. 2. 1 業務日程表

- (1) 業務の着手に先立ち、業務日程表を作成し、監督員の承諾を受ける。
- (2) 契約約款の規定に基づく条件変更等により、業務日程表を変更する必要がある場合は、作業等に支障がないよう業務日程表を遅滞なく変更し、当該部分の作業に先立ち、監督員の承諾を受ける。
- (3) (2)によるほか、業務日程表の内容を変更する必要がある場合は、監督員に報告するとともに、作業等に支障がないよう適切な措置を講ずる。
- (4) 監督員の指示を受けた場合は、業務日程表の補足として、週間日程表、月間日程表等を作成し、監督員に提出する。

1. 2. 2 業務計画書

- (1) 業務の着手に先立ち、業務の総合的な計画及び各作業の具体的な計画を定めた業務計画書を作成し、監督員に提出する。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りではない。
- (2) 業務計画書には、設計図書に記載がなければ、次に掲げる事項を記載する。
 - ア 作業の内容（仮設計画、安全・環境対策、養生計画を含む。）
 - イ 作業の順序及び方法
 - ウ 使用機械の種類、名称及び性能（一覧表にする。）
 - エ 作業組織表（作業の班編成とその内容及び調査技術者名。）
 - オ その他、作業実施上必要と思われる事項
- (3) 業務計画書の内容を変更する必要がある場合は、監督員に報告するとともに、作業等に支障がないよう適切な措置を講ずる。

1. 2. 3 業務の記録

- (1) 監督員の指示した事項及び監督員と協議した結果について、記録を整備する。
- (2) 業務の全般的な経過を記載した業務日報を作成し、監督員に提出する。
- (3) 業務に際し、試験を行った場合は、直ちに記録を作成する。

(4) 次のアからウのいずれかに該当する場合は、業務の記録及び写真等を整備する。

ア 後日の目視による検査が不可能又は容易でない部分の作業を行う場合

イ 作業の適切なことを証明する必要があるとして、監督員の指示を受けた場合

ウ 設計図書に定められた作業の確認を行った場合

3節 業務管理

1. 3. 1 業務管理

(1) 設計図書に定められた業務を完了させるために、業務管理体制を確立し、品質、日程、安全等の管理を行う。

(2) 契約約款の規定に基づき、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせた者に対し、業務関係図書及び監督員の指示を受けた内容を周知徹底する。

1. 3. 2 主任技術者

(1) 主任技術者は、契約図書（契約書及び設計図書）等に基づき、業務に関する技術上の管理を行う者であり、次のアからサに示す技術者資格を有する技術者としなければならない。設計委託と包含の場合、下請負人名簿にその旨（主任技術者としての資格）を記載する。

ア 地質調査技士

イ 技術士（「総合技術監理部門」－「業務に該当する選択科目」）

ウ 技術士（業務に該当する部門）

エ シビルコンサルティングマネージャーRCCM（地質）

オ シビルコンサルティングマネージャーRCCM（土質及び基礎）

カ 上級土木技術者（地盤・基礎）

キ 1級土木技術者（地盤・基礎）

ク 博士（理学又は工学）

ケ 農業土木技術管理士

コ 港湾海洋調査士（土質・地質調査）

サ 施工管理技士（業務に該当する級及び種目）

(2) 受注者は、主任技術者の資格を証明する資料を提出し、監督員の承諾を受ける。

(3) 主任技術者は、契約図書（契約約款及び設計図書）等に基づき、業務に関する技術上の管理を行う。

1. 3. 3 ボーリング責任者

- (1) ボーリング責任者は、調査現場における作業責任者であり、地質調査技士の資格を有する技術者としなければならない。設計委託と包含の場合、下請負人名簿にその旨（ボーリング責任者としての資格）を記載する。
- (2) 受注者は、ボーリング責任者の資格を証明する資料を提出し、監督員の承諾を受ける。
- (3) 主任技術者及びボーリング責任者は、これを兼ねることができる。

1. 3. 4 現場作業

現場作業は、設計図書及び業務計画書並びに監督員の承諾を受けた業務日程表等に従って行う。

1. 3. 5 現場作業中の安全確保及び環境保全

- (1) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、環境基本法(平成5年法律第91号)、騒音規制法(昭和43年法律第98号)、振動規制法(昭和51年法律第64号)、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)その他関係法令等に従い、作業に伴う災害の防止及び環境の保全に努める。
- (2) 作業中の安全確保に関しては、地盤調査業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者に対しても、常に業務の安全に留意し、現場管理を行い、災害及び事故の防止に努める。
- (3) 現場作業の安全衛生に関する管理は、主任技術者が責任者となり、労働安全衛生法その他関係法令等に従ってこれを行う。
- (4) 気象予報又は警報等について、常に注意を払い、自然災害に対し防災体制を確立し、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設省事務次官通達平成5年1月12日）を遵守して災害の予防に努める。
- (5) 作業に当たっては、作業箇所並びにその周辺にある地上及び地下の既設構造物、既設配管等に対して、支障をきたさないような作業方法等を定める。ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議する。
- (6) 作業の各段階において、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないように、周辺環境の保全に努める。
- (7) 作業に当たっての近隣等との折衝は、次による。また、その経過について記録し、遅滞なく監督員に報告する。

- ア 地域住民等と業務の作業上必要な折衝を行うものとし、あらかじめその概要を監督員に報告する。
 - イ 作業に関して、第三者から説明の要求又は苦情があった場合は、直ちに誠意をもって対応する。
- (8) 受注者は、調査が完了したときには、残材、廃物、木くず等を撤去し現場を清掃しなければならない。なお、調査孔の埋戻しは監督員の承諾を受けなければならない。

1. 3. 6 災害時の安全確保

災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の防止に努め、その経緯を監督員に報告する。

1. 3. 7 養生

既存施設等について、汚染又は損傷しないよう適切な養生を行う。

1. 3. 8 後片付け

現場作業の完了に際しては、後片付け及び清掃を行う。

1. 3. 9 現場作業の検査

設計図書に定められた場合及び監督員の指示を受けた場合は、監督員の検査を受ける。

1. 3. 10 現場作業の立会い等

- (1) 設計図書に定められた場合及び監督員の指示を受けた場合は、監督員の立会いを受ける。この際、適切な時期に監督員に対して立会いの請求を行うものとし、立会いの日時について監督員の指示を受ける。
- (2) 監督員の立会いに必要な資機材及び労務等を提供する。

4節 検査

1. 4. 1 検査

- (1) 契約約款に規定する業務を完了したときの通知は、次のアからウに示す要件のすべてを満たす場合に、監督員に提出することができる。
 - ア 設計図書に示すすべての業務が完了していること。
 - イ 監督員の指示した事項がすべて完了していること。
 - ウ 設計図書に定められた業務関係図書及び、記録の整備がすべて完了していること。

- (2) 契約約款に規定する指定部分に係る業務完了の通知を監督員に提出する場合は、指定部分に係る業務について、(1)のアからウの要件を満たすものとする。
- (3) 検査に必要な資機材及び労務等を提供する。

5節 成果品その他

1. 5. 1 成果品その他

- (1) 成果品のうち報告書は、白焼き製本して監督員に提出する。仕上がり寸法はA4判とし、提出部数は設計図書による。
- (2) 成果品には、受注者の会社名を明示する。
- (3) 上記明示位置は、報告書表紙及び資料保存箱の下部中央とする。
- (4) 記録写真及び現況写真の提出については、設計図書による。
- (5) 土質標本は、2.13.3による。
- (6) 成果品において使用する計量単位は、国際単位系(SI)を使用するものとする。
- (7) 業務委託概要書の「適用する電子納品の基準」に適用記載がある場合は、電子データを納品する。
ただし、やむを得ず部分的に紙媒体のみで提出する場合は監督員と協議の上決定する。
なお、電子データの作成にあたっては、業務委託概要書に適用記載のある電子納品の基準による。
- (8) 地盤情報データベースへの登録における電子成果品については、「地質・土質調査成果電子納品要領」(平成28年10月国土交通省)による。

2章 地盤調査

1節 一般事項

2. 1. 1 適用範囲及び種別

- (1) この章は、地盤調査並びに室内土質試験等の調査に適用する。
- (2) 地盤調査、土質試験及びその他試験の種別は次により、適用は設計図書による。

ア 地盤調査

- (ア) ボーリング
- (イ) サンプリング
- (ウ) サウンディング
- (エ) 地下水調査
- (オ) 物理探査・検層
- (カ) 載荷試験

イ 土質試験

- (ア) 物理試験
- (イ) 変形・強度試験
- (ウ) 圧密試験

ウ その他試験

- (ア) 地盤改良関連の試験

2. 1. 2 担当技術者

地盤調査に係る十分な能力を有する者とする。

2. 1. 3 基準点

調査位置の地盤高を測量するための基準点は、設計図書による。設計図書に記載がなければ、敷地内に任意の水準点（以下「ベンチマーク」設け、これにより地盤高を測定する。）

- (1) ベンチマークの高さの基準は、設計図書に記載がなければ、測量法施行令（昭和24年政令第322号）第2条第2項に規定する日本水準原点を基準とする高さとし、東京湾平均海面（T.P.）により表記する。
- (2) ベンチマークの設置方法は、設計図書による。設計図書に記載がなければ、監督員の立会いを受けて、敷地内にコンクリート杭等により移動しないように設置し、その周囲を養生する。ただし、敷地内に移動のおそれのない固定物のある場合は、これを代用することができる。

2. 1. 4 成果品その他

- (1) 調査結果は、報告書等に取りまとめ、成果品として提出する。
- (2) 成果品の内容は、2. 13. 2及び2. 13. 3による。

2. 1. 5 地盤情報データベースの登録

(1) 地盤情報データベースの登録

- ア 地盤調査で得られたボーリング柱状図及び土質試験結果一覧表の、発注者が指定する地盤情報データベースへの登録は、設計図書による。設計図書に記載がなければ、登録する。
- イ 地盤情報データベースに登録する場合は、一般財団法人国土地盤情報センター（以下「地盤情報センター」という。）による検定を受けた上で、登録の手続きを行うとともに、検定証明書を電子データで提出する。

(2) 地盤情報データベースに登録する情報

- ア 地盤情報データベースに登録する情報は、業務等において得られた以下の電子データとする。
 - (ア) ボーリング柱状図（PDF形式及びXML形式）
 - (イ) 土質試験結果一覧表（PDF形式及びXML形式）
- イ 受注者は、前項の地盤情報について次に掲げる特段の事情があるか否かを発注者と協議を行う。なお、公開の可否については、「地質・土質調査成果電子納品要領」（平成28年10月国土交通省）に基づき、ボーリング交換用コード及び土質試験結果一覧表における公開可否コードを記入する。
 - (ア) 外交、防衛及び国際条約に関連する情報
 - (イ) 特定の団体又は個人に不当な利益又は不利益を及ぼすおそれのある情報
 - (ウ) 他機関又は個人から提供された情報のうち、利用することを前提としていない情報
 - (エ) (ア)から(ウ)に該当する情報のほか、利用に当たって特段の事情があると判断する情報

(3) 地盤情報の検定について

- ア 地盤情報センターが行う検定の主な内容は、以下のとおりとする。
 - (ア) ボーリング位置情報の確認
 - (イ) 柱状図標題情報の確認
 - (ウ) 調査者の資格の確認

- a 主任技術者の資格
 - b ボーリング責任者の資格
- イ 地盤情報センターは、地盤情報の検定を行った検定証明書を受注者に送付する。受注者は、検定証明書によって検定済であることを確認し納品する。なお、地盤情報の検定に要する期間は2週間程度とするが、地盤情報に不備があった場合はこの限りではない。

2節 ボーリング

2. 2. 1 適用範囲

この節は、ボーリングに適用する。

2. 2. 2 ボーリングの方法

- (1) ボーリングの種類は表2.2.1により、適用は設計図書による。設計図書に記載がなければ、ロータリー式ボーリングとする。

表2.2.1 ボーリングの種類

| 分類名称 | 掘進機器 |
|-------------|---|
| ロータリー式ボーリング | ハンドフィード式又は hidroリックフィード式のスピンドル型ボーリングマシン |
| 試掘 | 人力による掘削又はバックホウ |

- (2) ロータリー式ボーリングは、次による。

- ア ロータリー式ボーリングの種類は設計図書に記載がなければ、ノンコアボーリングとする。
- イ 孔内に地下水が認められるまでは、原則として水、ベントナイト安定液等を使用しない。また、掘削中孔内に地下水が認められたときは、その深さを記録する。
- ウ 孔壁が崩落するおそれがある場合は、ケーシングチューブ、ベントナイト安定液等により、適切な孔壁保護を行う。ただし、乱れの少ない試料の採取、標準貫入試験、又は孔内载荷試験を行う場合は、ケーシングチューブの下端を採取位置若しくは試験位置より1m以上、上で止める。
- エ 毎日の作業開始前に、孔内水位及びそのときの掘削深さを記録する。
- オ 掘削孔の埋戻しは、設計図書による。設計図書に記載がなけれ

ば、調査終了後、排出土、砂又はセメントミルク等で埋め戻す。

(3) 試掘は、次による。

ア 湧水、孔壁の崩壊等の支障のある場合は、適切な養生を行い、地層の変化を観察できるように所定の深さまで掘り、監督員の検査を受ける。

イ 試掘孔が深く、有毒ガスの発生及び酸素欠乏のおそれがある場合は、事前に十分な調査を行い、安全を確認しながら作業を行う。

2. 2. 3 掘削位置、深さ及び孔径

(1) 掘削位置及び深さは、設計図書による。

(2) ロータリー式ボーリングの孔径は、66mm以上とし、ボーリング孔を利用した調査及び試験を行う場合は、設計図書による。

(3) 試掘の寸法及び形状は、設計図書による。

(4) 所定の深さで予想する地層及び土質が出ない場合、又は掘削が著しく困難な場合は、監督員と協議する。

2. 2. 4 仮設

足場、やぐら等は作業完了まで資機材類を安定かつ効率的な作業が行える状況に据付けるとともに、資機材類についても安全かつ使いやすい位置に配置し、ボーリングや原位置試験等に要する作業空間を良好に確保するよう設置しなければならない。

2. 2. 5 検尺

(1) 予定深度の掘進を完了する以前に調査の目的を達した場合、又は予定深度の掘進を完了しても調査の目的を達しない場合は、監督員と協議するものとする。

(2) 掘進長の検尺は、調査目的を終了後、原則として監督員が立会いのうえロッドを挿入した状態で残尺を確認した後、ロッドを引き抜き、全ロッド長の確認を行うものとする。

3節 サンプルング

2. 3. 1 適用範囲

この節は、サンプルングに適用する。

2. 3. 2 採取試料の品質

採取試料の品質は次により、適用は設計図書による。

- (1) 乱れの少ない試料
- (2) 乱れた試料

2. 3. 3 サンプルング位置及び深さ

サンプルング位置及び深さは、設計図書による。

2. 3. 4 掘削方法及び孔径

掘削方法は、2.2.2 により、掘削孔径は次による。

- (1) 固定ピストン式シンウォールサンプラーを使用する場合は、サンプルング位置まで86mm(エクステンションロッド式サンプラーの場合)又は116mm以上(水圧式サンプラーの場合)とする。
- (2) ロータリー式二重管サンプラー及びロータリー式三重管サンプラーを使用する場合は、サンプルング位置まで116mm以上とする。

2. 3. 5 サンプルングの方法

- (1) 乱れの少ない試料の採取

ア 試料の採取は、原則として監督員の立会いを受けて行う。

イ 粘土、シルト及びこれらに準ずる地層の乱れの少ない試料の採取は、ブロックサンプルングの場合を除き、次による。

(ア) 試料の採取に使用するサンプラーは次により、適用は設計図書による。特記がなければ、固定ピストン式シンウォールサンプラーとする。

- a 固定ピストン式シンウォールサンプラー (軟弱な粘性土)
- b ロータリー式二重管サンプラー (硬質な粘性土)
- c ロータリー式三重管サンプラー (砂質土)

(イ) 固定ピストン式シンウォールサンプラーの種類は、エクステンションロッド式サンプラー又は水圧式サンプラーとし、適用は設計図書による。設計図書に記載がなければ、エクステンションロッド式サンプラーとする。採取方法は、(公社)地盤工学会基準「固定ピストン式シンウォールサンプラーによる土試料の採取方法(JGS 1221)」による。

(ウ) ロータリー式二重管サンプラーによる採取方法は、(公社)地盤工学会基準「ロータリー式二重管サンプラーによる土試料の採取方法(JGS 1222)」による。

(エ) ロータリー式三重管サンプラーによる採取方法は、(公社)地盤工学会基準「ロータリー式三重管サンプラーによる土試料の

採取方法(JGS 1223)」による。

ウ 砂及び砂質土の乱れの少ない試料の採取は、次による。

(ア) 試料の採取に使用するサンプラーは、設計図書による。設計図書に記載がなければ、採取対象の土質に応じて、固定ピストン式シンウォールサンプラー又はロータリー式三重管サンプラー等の適切なサンプラーを用いる。

(イ) 固定ピストン式シンウォールサンプラー又はロータリー式三重管サンプラーを用いた場合の採取方法は、イによる。

エ ブロックサンプリングの試料の採取は、次による。

(ア) ブロックサンプリングの種類は次により、適用は設計図書による。

a 切出し式ブロックサンプリング

b 押切り式ブロックサンプリング

(イ) 採取方法は、(公社)地盤工学会基準「ブロックサンプリングによる土試料の採取方法(JGS 1231)」による。

(2) 乱れた試料の採取

ア 試料の採取は、オープンドライブサンプラーにより行う。ただし、標準貫入試験を行う場合は、原則としてそれにより得られる試料とする。

イ 試料の運搬は、含水量の変わらないように密封し、速やかに行う。

4節 サウンディング

2. 4. 1 適用範囲

この節は、サウンディングに適用する。

2. 4. 2 サウンディングの種別

サウンディングの種別の適用は設計図書による。設計図書に記載がなければ、標準貫入試験とする。

2. 4. 3 試験位置及び深さ

試験位置及び深さは、設計図書による。

2. 4. 4 試験

(1) 標準貫入試験は、JIS A 1219(標準貫入試験方法)によるほか、次による。

- ア 測定間隔は、設計図書による。設計図書に記載がなければ、地盤面より1mの深さから1m間隔とする。ただし、乱れの少ない試料の採取又は孔内載荷試験を行う場合は、その位置及びその上方1mは除く。
- イ 本打ちにおいて1回の貫入量が2cm以上となる場合は、約5cmの後打ちを省略してはならない。
- ウ 本打ちの打撃回数は、60回を限度とする。
- エ 15cmの予備打ちが困難な場合は、監督員の承諾を受けて、打撃回数60回程度をもって本打ちとすることができる。
- オ 採取した試料は、色、におい、粒度、硬さ、縮まり具合、湿潤状態、混入物等の土質概要、採取深さ、試料の長さ等を記録し、試料の色彩が分かるような写真を撮影する。また、地層及び土質を確認できる代表的な土を標本として整理する。標本の整理は、2.15.3による。なお、試料は、試験後直ちに含水の変化が生じないように試料袋、ビンに密封すること。

5節 地下水調査

2. 5. 1 適用範囲

この節は、地下水調査に適用する。

2. 5. 2 地下水調査の種別

地下水調査の適用及び種別は、設計図書による。設計図書に記載がなければ、現場透水試験とする。

2. 5. 3 試験位置及び深さ

試験を行う位置及び深さは、設計図書による。

2. 5. 4 掘削方法及び孔径

掘削方法は2.2.2により、掘削孔径は設計図書による。設計図書に記載がなければ、86mm以上とする。

2. 5. 5 試験

現場透水試験は、(公社)地盤工学会基準「単孔を利用した透水試験(JGS 1314)」によるほか、次による。

- (1) 試験の種類は次により、適用は設計図書による。設計図書に記載がなければ、非定常法による試験とする。

- ア 非定常法による試験
 - イ 定常法による試験
- (2) 非定常法による試験の方法は、単一のボーリング孔による回復法又は注水法とし、適用は設計図書による。設計図書に記載がなければ、回復法とする。

6節 物理探査・検層

2. 6. 1 適用範囲

この節は、物理探査・検層に適用する。

2. 6. 2 物理探査・検層の種別

物理探査・検層の種別は次により、適用は設計図書による。

- (1) 弾性波速度検層（PS検層）
- (2) 常時微動測定
- (3) 密度検層

2. 6. 3 検層及び測定位置及び深さ

検層及び測定を行う位置及び深さは、設計図書による。

2. 6. 4 弾性波速度検層

弾性波速度検層は、(公社)地盤工学会基準「地盤の弾性波速度検層方法(JGS 1122)」によるほか、次による。

- (1) 掘削方法は2.2.2、掘削孔径は表2.6.1による。
- (2) 検層方法の種類は表2.6.1により、適用は設計図書による。設計図書に記載がなければ、孔内起振受振方式とし、孔内水のない場合やケーシング挿入区間で測定できない場合は、ダウンホール方式とする。

表2.6.1 検層方法の種類及び掘削孔径

| 種類 | 起振位置 | 受振位置 | 掘削孔径 | 備考 |
|----------|------|------|---------|--------------------------------------|
| ダウンホール方式 | 地表 | 孔内 | 86 mm以上 | 地表部に起振装置の設置場所が必要。測定深さによっては、起振装置が大型化。 |
| 孔内起振受振方式 | 孔内 | 孔内 | 66 mm以上 | 孔内水がない場合には適用できない。測定深さに対して十分な余堀りが必要。 |

2. 6. 5 常時微動測定

- (1) 常時微動測定の測定装置は、次による。
 - ア 測定装置は、感振器、増幅器及び記録器からなり、使用する機器の性能並びに装置全体の特性が測定に適したものとする。
 - イ 測定装置の周波数の特性は、1～20Hzの範囲内で平坦な特性を有するものとする。ただし、高層建築物、免震構造等の場合の周波数特性は、設計図書による。
 - ウ 感振器は、上下動成分、直交する水平動2成分の測定ができるものとする。
- (2) 常時微動測定の測定方法は、次による。
 - ア 地表及び地中での測定では、上下（UD成分）、水平2成分（NS-EW成分）の測定を標準とする。
 - イ 掘削方法は2.2.2により、掘削孔径は設計図書による。設計図書に記載がなければ、86mm以上とし、孔内にスライムが残らないよう、十分に洗浄する。
 - ウ 地中の水平動の測定を行う場合は、地表の水平動の1成分と同一方向について、同時測定を行う。

なお、地中で2箇所以上同時に測定を行う場合は、設計図書による。
 - エ 測定装置からの出力波形は、波形モニターを用いてチェックを行い、良好な記録を得るようにする。
 - オ 測定は、付近の交通機関等の振動及び近隣建築物の影響を避けて行う。
 - カ 常時微動測定の記録長は、連続した1分以上の、直接的ノイズの影響のない安定したものとする。
 - キ 各スペクトル解析時間は、30秒以上とし、サンプリングの間隔は0.02秒以下、かつ、想定される卓越周期の1/5以下とする。
- (3) 常時微動測定の解析方法は、次による。
 - ア 解析に使用した測定記録の一部を図化する。
 - イ スペクトル解析でフーリエスペクトル又はパワースペクトルを求め、得られたスペクトルから、測点間のスペクトル比、H/Vスペクトル、地盤卓越周期及び地盤種別を求める。スペクトル解析手法は、設計図書による。設計図書に記載がなければFFT法とする。

2. 6. 6 密度検層

密度検層は、(公社)地盤工学会基準「RI計器による土の密度試験方法

(JGS 1614)」による。

7節 載荷試験

2. 7. 1 適用範囲

この節は、載荷試験に適用する。

2. 7. 2 載荷試験の種別

載荷試験の適用及び種別は、設計図書による。

2. 7. 3 平板載荷試験

(1) 試験位置及び深さは、次による。

ア 試験を行う位置及び深さは、設計図書による。ただし、試験に先立ち、監督員の承諾を受けるものとする。

イ 所定の深さで予想する試験地盤面に達しない場合又は湧水が甚だしい場合は、監督員と協議する。

ウ 水中に載荷板を設置して試験を行う場合は、設計図書による。

(2) 平板載荷試験は、(公社)地盤工学会基準「地盤の平板載荷試験方法(JGS 1521)」によるほか、次による。

ア 試験最大荷重(載荷荷重の最大値)は、設計図書による。

イ 反力装置は、実荷重又はアンカーを用いることとし、適用は設計図書による。設計図書に記載がなければ、実荷重とする。

ウ 試験は、原則として、監督員の立会いを受けて行う。

エ 載荷方法は、荷重制御による段階式載荷又は段階式繰返し載荷とし、適用は設計図書による。設計図書に記載がなければ、段階式載荷とする。

(3) 載荷は、次の状態に達したとき、監督員の承諾を受けて終了する。

ア 荷重強さ－沈下量曲線が破壊状態を示したとき

イ 計画最大荷重に達したとき

2. 7. 4 孔内載荷試験

孔内載荷試験は、(公社)地盤工学会基準「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験方法(JSG 1531)」、「ボアホールジャッキ試験方法(JGS 3532)」によるほか、次による。

(1) 孔内載荷試験の種類は表2.7.1により、適用は設計図書による。設計図書に記載がなければ、プレッシャーメータ試験(等分布荷重方式 1室型)又はプレッシャーメータ試験(等分布荷重方式 3室型)と

する。

(2) 掘削方法は2.2.2により、掘削孔径は表2.7.1による。

表2.7.1 孔内載荷試験の種類等

| 種類 | 載荷方式 | 掘削孔径 |
|-------------|-------------|--------|
| プレッシャーメータ試験 | 等分布荷重方式 1室型 | 86mm以上 |
| | 等分布荷重方式 3室型 | 66mm以上 |
| ボアホールジャッキ試験 | 等分布変位方式 | 66mm以上 |

(3) 加圧時の荷重増分は予想最大加圧の1/10以下とし、20kN/m³程度とする。

8節 物理試験

2.8.1 適用範囲

この節は、物理試験に適用する。

2.8.2 試験の種別

物理試験の種別は表2.8.1により、適用は設計図書による。

表2.8.1 物理試験の種別

| 区分 | 試験名称 | 試験方法等 |
|----------|---------------|--------------------------------|
| 物理 試験 | 土粒子密度 | JIS A1202 (土粒子の密度試験方法) |
| | 含水比 | JIS A1203 (土の含水比試験方法) |
| | 粒度 | JIS A1204 (土の粒度試験方法) |
| | 液性限界・ 塑性限界 | JIS A1205 (土の液性限界・塑性限界試験方法) |
| | 細粒分含有率 | JIS A 1223 (土の細粒分含有率試験方法) |
| | 湿潤密度 | JIS A1225 (土の湿潤密度試験方法) |

9節 変形・強度試験

2.9.1 適用範囲

この節は、変形・強度試験に適用する。

2.9.2 試験の種別

(1) 変形・強度試験の種別は表2.9.1により、適用は設計図書による。

表2.9.1 変形・強度試験の種別

| 区分 | 試験名称 | 試験方法等 | 備考 |
|-------|--------|---------------------------|--------------------------|
| 変形・強度 | 一軸圧縮 | JIS A1216 (土の一軸圧縮試験方法) | 1 採取箇所につき3個以上の供試体について行う。 |
| | 一面せん断 | 2.9.2(2)による | 1 採取箇所につき3個以上の供試体について行う。 |
| | 三軸圧縮 | 2.9.2(3)による | |
| | 繰返し三軸 | 2.9.2(4)による | |
| | ねじりせん断 | 2.9.2(5)による | |

(2) 一面せん断試験

ア 一面せん断試験の種類は次により、適用は設計図書による。設計図書に記載がなければ、圧密定体積一面せん断試験とする。

(ア) 圧密定体積一面せん断試験

(イ) 圧密定圧一面せん断試験

イ 圧密定体積一面せん断試験は、(公社)地盤工学会基準「土の圧密定体積一面せん断試験方法(JGS 0560)」による。

ウ 圧密定圧一面せん断試験は、(公社)地盤工学会基準「土の圧密定圧一面せん断試験方法(JGS 0561)」による。

(3) 三軸圧縮試験

ア 三軸圧縮試験の種類は、次により、適用は設計図書による。設計図書に記載がなければ、非圧密非排水(UU)三軸圧縮試験とする。

(ア) 非圧密非排水(UU)三軸圧縮試験

(イ) 圧密非排水(CU)三軸圧縮試験

(ウ) 圧密排水(CD)三軸圧縮試験

(エ) 圧密非排水(CU)三軸圧縮試験 (間隙水圧を測定する)

イ 非圧密非排水(UU)三軸圧縮試験は、(公社)地盤工学会基準「土の非圧密非排水(UU)三軸圧縮試験方法(JGS 0521)」による。

ウ 圧密非排水(CU)三軸圧縮試験は、(公社)地盤工学会基準「土の圧密非排水(CU)三軸圧縮試験方法(JGS 0522)」による。

エ 圧密排水(CD)三軸圧縮試験は、(公社)地盤工学会基準「土の圧密排水(CD)三軸圧縮試験方法(JGS 0524)」による。

オ 圧密非排水(CU)三軸圧縮試験は、(公社)地盤工学会基準「土の
圧密非排水(CU)三軸圧縮試験方法(JGS 0523)による。

(4) 繰返し三軸試験

ア 繰返し三軸試験の種類は次により、適用は設計図書による。

(ア) 液状化強度特性試験

(イ) 動的変形特性試験

イ 液状化強度特性試験は、(公社)地盤工学会基準「土の繰返し非排水三軸試験方法(JGS 0541)による。

ウ 動的変形特性試験は、(公社)地盤工学会基準「土の変形特性を求めるための繰返し三軸試験方法(JGS 0542)による。

(5) ねじりせん断試験

ねじりせん断試験は、(公社)地盤工学会基準「土の変形特性を求めるための中空円筒供試体による繰返しねじりせん断試験方法(JGS 0543)による。

10 節 圧密試験

2. 10. 1 適用範囲

この節は、圧密試験に適用する。

2. 10. 2 試験の種別

圧密試験の種別は表2.10.1により、適用は設計図書による。設計図書に記載がなければ、段階載荷圧密試験とする。

表2.10.1 圧密試験の種別

| 区分 | 試験名称 | 試験方法等 |
|------|----------------|-------------------------------------|
| 圧密試験 | 段階載荷圧密 | JIS A 1217 (土の段階載荷による圧密試験方法) |
| | 定ひずみ速度 載荷圧密 | JIS A 1227 (土の定ひずみ速度載荷による圧密試験方法) |

11 節 地盤改良関連の試験

2. 11. 1 地盤改良関連の試験

(1) 浅層混合処理工法、深層混合処理工法等による地盤改良に伴う土質試験等は、設計図書による。

- (2) 試験種別、試験方法及び報告事項は、設計図書による。

12 節 解析等調査業務

2. 12. 1 適用範囲

この節は、解析等調査業務に適用する。

解析等調査業務は、調査地周辺に関する既存資料の収集及び現地調査を実施し地盤調査で得られた資料を基に、地盤断面図を作成するとともに地盤に関する総合的な解析とりまとめを行うことを目的とする。

2. 12. 2 解析等調査業務

解析等調査業務は、次の事項について行う。ただし、地震応答解析、変形解析等の解析業務その他高度な検討業務を行う場合は、設計図書による。

- (1) 既存資料の収集・現地調査
 - ア 関係文献の収集と検討
 - イ 調査地周辺の現地調査
- (2) 資料整理のとりまとめ
 - ア 各種計測結果の評価及び考察
 - イ 異常データのチェック
 - ウ 試料の観察
 - エ ボーリング柱状図の作成
- (3) 断面図等の作成
 - ア 地層及び土性の工学的判定
 - イ 土質又は地質断面図等の作成。なお、断面図は着色するものとする。
- (4) 総合解析とりまとめ
 - ア 調査地周辺の地形・地質の検討
 - イ 各調査結果に基づく土質定数の設定
 - ウ 各調査結果に基づく地盤の工学的性質の検討
 - エ 地盤の透水性の検討
 - オ 調査結果に基づく基礎形式の検討（必要に応じて、圧密沈下、負の摩擦力及び地盤の液状化等について考察し、その結果を記載する）
 - カ 設計・施工上の留意点に関する一般的検討

13 節 報告書その他

2. 13. 1 適用範囲

この節は、報告書等の成果品に適用する。

2. 13. 2 報告書

報告書には、次の事項を記載する。

- (1) 調査項目・数量、調査方法及び関係文献
- (2) 付近の地形及び地盤概要
- (3) 敷地の状況、調査位置、基準点と調査位置の地盤高さの高低関係
(図示)
- (4) ボーリング柱状図
 - ア 各地層の標高、深さ及び層厚
 - イ 土質記号、土質名、相対密度及びコンシステンシー、色、において、細粒土の割合、その他の観察記録
 - ウ サウンディングの結果(標準貫入試験のN値)
 - エ 土質試験用資料の採取深さ(サンプリングを行った場合のみ)
 - オ 孔内水位及びその変動
 - カ 試掘孔内の写真
- (5) 推定地層断面図(着色するものとする)ただし、ボーリング又はサウンディングが1箇所、近隣既存ボーリング柱状図がなく、地層の推定が困難な場合は除く。
- (6) 土質試験結果一覧表
- (7) サウンディングの結果
 - ア 調査位置の地盤高さ、調査日の天候及び地下水位
 - イ 本打ち開始深さ及び本打ち終了深さ
 - ウ 打撃回数と累計貫入量との関係を示す図から読みとった本打ち30cmに対する打撃回数に近い整数値(N値)
なお、本打ち30cm未満で打撃回数が50回を超えた場合は、N値はJIS A 1219同様「50以上」とし、分子に打撃回数(60回を限度とする)、分母に累計貫入量の分数の形で記録する。
 - エ 採取試料の察結果
- (8) 地下水調査の結果
 - ア 現場透水試験の結果
 - (ア) 試験方法の種別
 - (イ) 測定記録
 - (ウ) 試験結果一覧表

- (9) 物理探査・検層
 - ア 弾性波速度検層(P S 検層)の結果
 - (ア) 測定装置の概要、測定方法及び測定系統図
 - (イ) 測定記録
 - (ウ) 検層結果一覧表
 - イ 常時微動測定の結果
 - (ア) 試験位置及び深さ
 - (イ) 測定装置の概要、測定方法及び測定系統図
 - (ウ) 地盤卓越周期
 - (エ) 測定記録の一部
 - (オ) パワースペクトル又はフーリエスペクトル
 - (カ) 試験の状況を示す写真及び気象記録
- (10) 載荷試験の結果
 - ア 平板載荷試験の結果
 - (ア) 試験孔の位置及び大きさ
 - (イ) 試験装置の概要
 - (ウ) 載荷方法の種別
 - (エ) 測定記録
 - (オ) 試験結果の一覧
 - イ 孔内載荷試験の結果
 - (ア) 測定装置の概要及び測定系統図
 - (イ) 測定記録
 - (ウ) 試験結果一覧表
- (11) 物理試験の結果
 - ア 測定記録
 - イ 試験結果一覧表
- (12) 変形・強度試験の結果
 - ア 測定記録
 - イ 試験結果一覧表
- (13) 圧密試験の結果
 - ア 測定記録
 - イ 試験結果一覧表
- (14) 安定化試験の結果
 - ア C B R 試験の結果
 - (ア) 締め固めた土の C B R 試験
 - a 試料の準備方法

- b 供試体の含水比及び乾燥密度
- c 膨張比
- d 貫入試験後の含水比
- e CBR及びそれに対応する貫入量
- (イ) 乱さない土のCBR試験
 - a 供試体の含水比及び乾燥密度
 - b 膨張比
 - c 貫入試験後の含水比
 - d CBR及びそれに対応する貫入量
- (15) 解析等調査業務
 - 2.12.2 による検討結果
- (16) 写真
 - 調査敷地、作業位置、使用機器、作業状況などの作業の記録となる写真を撮影し、報告書に添付する。

2.13.3 土質標本等

土質標本は、1m毎に容器に密封し、調査孔ごとにふた付箱に柱状図と共に入れて1組提出する。容器は、原則として直径4.5 cm程度、高さ9 cm程度のプラスチック製とする。

情報取扱注意項目

(基本事項)

第1 この契約による公立大学法人名古屋市立大学（以下「甲」という。）の保有する情報の取扱い（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(関係法令等の遵守)

第2 乙は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、名古屋市個人情報保護条例（令和4年名古屋市条例第56号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

(適正管理)

第3 乙は、本件業務に関して知り得た甲の保有する情報（甲が利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事実上当該情報を管理しているといえるものをいう。以下同じ。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の候が保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の適正取得)

第4 乙は、本件業務を履行するために、個人情報（保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(第三者への提供及び目的外使用の禁止)

第5 乙及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、甲の保有する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。
2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

(再委託の禁止又は制限等)

第6 乙は、甲の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。
2 乙は、本件業務を第三者に委託する場合は、甲の保有する情報の取扱いに関し、この契約において乙が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。
3 乙は、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号）第28条第1項第1号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、甲が認めたときは、この限りでない。

(複写及び複製の禁止)

第7 乙は、甲から指示又は許可された場合を除き、甲の保有する情報が記録された資料及び成果物（甲の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

(情報の返却及び処分)

第8 乙は、甲の保有する情報が記録された資料のうち甲から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに甲に返却しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、前項に規定する場合を除き、甲の保有する情報を取り扱う必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(情報の授受及び搬送)

第9 甲の保有する情報並びに甲の保有する情報が記録された資料及び成果物の授受は、すべて甲の指名する職員と乙の指名する者との間において行うものとする。

2 乙は、甲の保有する情報を搬送する際には、漏えい、滅失又は毀損が起らないようにしなければならない。

(報告等)

第10 乙は、甲が甲の保有する情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、甲が甲の保有する情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

2 乙は、甲の保有する情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(従事者の教育)

第11 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護法、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。

2 乙は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護法に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

3 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

4 乙は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容、守秘義務に関する事項並びに甲の保有する情報の目的外利用の禁止及び制限に関する事項を周知しなければならない。

(契約解除及び損害賠償等)

第12 甲は、乙が情報取扱注意項目に違反していると認めたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

(1) 契約を解除すること。

(2) 損害賠償を請求すること。

(3) 甲の保有する情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第34条第1項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかったときは、同条第2項の規定に基づきその旨を公表す

ること。

- 2 前項第 2号及び第 3号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

(特定個人情報に関する特則)

- 第13 乙は、本件業務が特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第 2条第 8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を取り扱う事務である場合、あらかじめ甲の承認を得た場合を除き、本件業務の履行場所から特定個人情報を持ち出してはならない。
- 2 乙は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者を明確にしなければならない。なお、甲から求めがあるときは、特定個人情報を取り扱う者について速やかに報告しなければならない。
 - 3 乙は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者に対し、番号利用法その他特定個人情報の保護に係る関係法令を周知するなど特定個人情報の保護に関し十分な教育を行うとともに、特定個人情報の取扱いについて監督しなければならない。
 - 4 乙は、前 3項に規定する事項のほか、番号利用法第 2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者としての義務（当該業務が個人番号関係事務である場合にあつては、同条第13項に規定する個人番号関係事務実施者としての義務）を果たすこと。

(電子情報の消去に関する特則)

- 第14 乙は、甲が使用する機器の記録媒体を廃棄し、又はリース（賃貸を含む。）機器の記録媒体を返却するに当たり、本件業務により当該機器の記録媒体に記録された電子情報の消去を行う場合は、すべての情報を消去の上、復元不可能な状態にしなければならない。
- 2 乙は、前項の規定に基づき消去を行ったときは、電子情報を復元不可能な方法によって消去したことを証する写真その他の証拠を添えた証明書等を提出して、甲の確認を受けなければならない。

(別記)

障害者差別解消に関する特記仕様書

(対応要領に沿った対応)

第1条 この契約による事務事業の実施（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）及び愛知県障害者差別解消推進条例（平成27年愛知県条例第56号）に定めるもののほか、公立大学法人名古屋市立大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。

(対応指針に沿った対応)

第2条 前条に定めるもののほか、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。